

中小企業者等への事業者支援を行います

コロナ禍における燃料及び電気の価格高騰により事業活動に影響を受けている市内中小企業者等に対し、事業の継続を支援するための応援金を交付します。

(1) 対象者

令和4年12月から令和5年3月までのいずれかの1箇月のうちコロナ禍における価格高騰の影響により燃料費または電気料（補助対象経費）が10万円以上の月がある対象業種の事業者（その他要件あり）

(2) 対象業種

（日本標準産業分類による）

建設業 / 製造業 / 情報通信業 / 運輸業、郵便業
卸売業、小売業 / 金融業、保険業 / 不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業 / 宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業 / 教育、学習支援業 /
医療、福祉 / 複合サービス事業 /
サービス業（他に分類されないもの）

(3) 応援金の額

補助対象経費が10万円以上20万円未満	5万円
補助対象経費20万円以上	10万円

(4) 申請期間

7月10日（月）～9月15日（金）

(5) 申請書配布窓口

伊達市役所商工観光課（保原庁舎3階）及び各総合支所
伊達市商工会及び各支所
保原町商工会

※ 7月5日（水）より配布

※ 伊達市商工観光課ホームページでも入手可能

問合せ	産業部商工観光課 電話 024-573-5632
-----	-----------------------------